

米国における「外国口座税務コンプライアンス法」(FATCA) への対応に係る
ワーキング・グループ名簿

平成 23 年 4 月
日本証券業協会

委員	片 山 高 志	(SMBCフレンド証券	決 済 業 務 部 主 任)
〃	小 松 英 実	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券	事務統括部部長代理)
〃	近 藤 龍 一 郎	(大 和 証 券	経営企画部担当部長)
〃	飛 田 ひ さ 子	(ド イ ツ 証 券	業 務 部 アシスタント・ヴァイス・プレジデント)
〃	水 野 恵 理 子	(マ ネ ッ ク ス 証 券	商 品 サ ー ビ ス 部 マネジャー・国内商品グループ長)
〃	溝 口 博 隆	(野 村 證 券	オペレーション推進部 ヴァイスプレジデント)
〃	八 木 橋 利 行	(モルガン・スタンレー MUFG 証券	証 券 管 理 本 部 デ ィ レ ク タ ー)
〃	安 田 善 文	(み ず ほ 証 券	経 営 調 査 部 デ ィ レ ク タ ー)
〃	山 中 敏 文	(S M B C 日 興 証 券	経営企画部制度調査課課長)
〃	山 本 高 志	(岡 三 証 券	事務企画部主事)
オブザーバー	渡 邊 広 明	(投 資 信 託 協 会	自主規制業務部長)

(以上 11 名、五十音順、敬称略)

**「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）
への対応に係るワーキング・グループ」設置要綱**

平成23年4月19日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

昨年3月18日、米国議会において、同国の納税義務者が資産を海外に移転することによる租税回避を防止するため、外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）が成立し、2013年1月1日の施行（主幹部分）が予定されている。現在、米国財務省及び米国内国歳入庁（以下、「IRS」という。）では、当該制度導入に係る米国財務省規則案の策定に向けて検討が進められているところであるが、同法では、一定の外国金融機関に対し、米国（法）人が保有する口座の確認義務、IRSに対する年次報告義務、非協力的顧客等への支払いに対する源泉徴収義務等が課されることから、本邦証券会社の実務にも大きな影響が及ぶことが懸念されるところである。

ついては、証券界として米国財務省規則の策定に関して適切に対応していくため、証券戦略会議の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 米国財務省規則案に対する意見
- (2) その他

3. 本WGの構成

- (1) 本WGの人数は10名程度とする。
- (2) 本WGには、オブザーバーを置くことができる。

4. 本WGの検討期間

本WGは、米国財務省規則が策定されるまでの間を目途に検討を行う。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会企画部が担当する。

6. その他

- (1) FATCAの施行に伴う実務対応に関する事項については、別途のワーキングにおいて検討を行う。
- (2) 今般、金融界においても相応の節電対応が求められていることに鑑み、本WGでは、可能な限り電子メール等を活用して情報共有や意見集約を図るものとする。

以　　上

平成 22 年度のあっせん・苦情・相談の処理状況について

平成 23 年 5 月 17 日

日本証券業協会

※ 本協会は、あっせん・苦情・相談業務を特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）に委託している。平成 22 年度の処理状況は、平成 22 年 4 月 1 日から、平成 23 年 3 月 31 日までに FINMAC において受け付け、処理された事案のうち、本協会協会員に関する事案をとりまとめたものである。

1. あっせん

(1) 概況

- ・ 平成 22 年度におけるあっせんの新規申立件数は 239 件（対前年同期比 34 件増加（+16.6%））であった。
- ・ 同期間における終結件数は 204 件（対前年同期比 51 件減少（-20.0%））で、終結件数の内訳は、和解となった事案件数が 102 件、不調打切となった事案件数が 92 件、取下げとなった事案が 10 件であった。和解率は、終結件数全体の 50.0% となり、昨年同期水準（49.8%）をやや上回る結果となった。
- ・ 3 月末の係属件数は 85 件で、前年度末（21 年 3 月末）の係属件数（50 件）よりも 35 件増加した。

あっせん状況一覧

	平成 22 年度
前年度末現在における係属件数	50 件
新規申立件数	239 件
終結件数	204 件
和解	(102 件)
不調	(92 件)
取下	(10 件)
3 月末現在の係属件数	85 件

(参考)

(単位：件数)

平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
100	54	30
205	278	173
255	232	149
(127)	(132)	(73)
(119)	(92)	(67)
(9)	(8)	(9)
50	100	54

(注) 平成 22 年度中のあっせんの開催回数は 470 回（昨年同期の回数は 525 回）

(2) 分類別申立件数

【勧誘】に関する紛争が圧倒的に多く、構成比は 77.0%と昨年同期より更に増加している。

	勧誘		売買取引		事務処理		その他		計	
件数	184件	(140)	47件	(52)	3件	(10)	5件	(3)	239件	(205)
構成比	77.0%	(68.3)	19.7%	(25.4)	1.3%	(4.9)	2.1%	(1.5)	100.0%	(100.0)

(注1) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(注2) 【勧誘】とは、勧誘時における担当者の説明義務違反、適合性原則違反、誤認勧誘等を顧客が主張する内容

【売買取引】とは、無断売買、売買執行ミス等を顧客が主張する内容

【事務処理】とは、入出金といった手続事務等のミスを顧客が主張する内容

(3) あっせん申立の主な内訳

① 勧誘に関する紛争

【勧誘時の説明義務に関するもの】 108件 (45.2%) : 前年同期 67件 (32.7%)

【適合性に関するもの】 35件 (14.6%) : 前年同期 39件 (19.0%)

【誤った情報による勧誘に関するもの】 30件 (12.6%) : 前年同期 26件 (12.7%)

② 売買取引に関する紛争

【無断売買に関するもの】 23件 (9.6%) : 前年同期 16件 (7.8%)

【売買執行ミスに関するもの】 6件 (2.5%) : 前年同期 20件 (9.8%)

(注) カッコ内の割合は、あっせんの総件数に対する割合である。

(4) 商品別申立件数

【投信】の構成比が 50.6%と最も多い。次いで【株式】の構成比 26.8%、【債券】 20.1%の順となっている。

	株式		投信		債券		デリバティブ等		その他		計	
件数	64件	(47)	121件	(114)	48件	(42)	5件	(5)	1件	(0)	239件	(205)
構成比	26.8%	(22.9)	50.6%	(54.1)	20.1%	(20.5)	2.1%	(2.4)	0.4%	(0.0)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(5) 業態別申立件数

【特別会員】の構成比が昨年同期比でやや上昇している。

	会員		特別会員		会員仲介業者		特別会員仲介業		計	
件数	167件	(149)	72件	(56)	0件	(0)	0件	(0)	239件	(205)
構成比	69.9%	(72.7)	30.1%	(27.3)	0.0%	(0.0)	0.0%	(0.0)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

【参考】

○ 性別等申立件数

	男	女	法人	計
件 数	99 件	125 件	15 件	239 件
構成比	41.4 %	52.3 %	6.3 %	100.0 %

○ 地区別件数

	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	計
件 数	1件	6件	99件	26件	10件	52件	19件	6件	20件	239件
構成比	0.4%	2.5%	41.4%	10.8%	4.1%	21.8%	1.9%	2.5%	8.4%	100.0%

2. 苦 情

(1) 概況

平成 22 年度における苦情の受付件数は 1,001 件 (対前年同期比で 36 件の減少 (−3.5%)) であった。

苦情処理件数

(参考)

(単位：件数)

平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
1,001 件	1,037	966	773

(注) 「苦情」とは、顧客が個別協会の業務に関し不満足の表明を行ったもののうち、当該協会に取り次いだもの。

(2) 分類別件数

分類別件数では、【勧誘】に関する苦情が 490 件 (構成比 49.0%) と件数で対前年同期比 68 件の増加 (+16.1%) であった。次いで【売買取引】に関する苦情が 257 件 (構成比 25.7%) となり、件数で前年比 24 件減少 (−8.5%)、【事務処理】に関する苦情が 141 件 (構成比 14.1%) で (対前年同期比 52 件減少 (−26.9%)) となっている。

	勧誘		売買取引		事務処理		その他		計	
件 数	490 件	(422)	257 件	(281)	141 件	(193)	113 件	(141)	1,001 件	(1,037)
構成比	49.0%	(40.7)	25.7%	(27.1)	14.1%	(18.6)	24.9%	(13.6)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(3) 苦情の主な内訳

① **勧誘**に関する苦情として

【勧誘時の説明義務に関する苦情】 241 件 (24.1%) : 前年同期 215 件 (20.7%)
 【適合性に関する苦情】 62 件 (6.2%) : 前年同期 70 件 (6.8%)
 【強引な勧誘に関する苦情】 58 件 (5.8%) : 前年同期 44 件 (4.2%)

② **売買取引**に関する苦情として

【無断売買に関する苦情】 82 件 (8.2%) : 前年同期 98 件 (9.5%)
 【売買執行ミスに関する苦情】 46 件 (4.6%) : 前年同期 69 件 (6.7%)
 【扱者主導による売買に関する苦情】 41 件 (4.1%) : 前年同期 48 件 (4.6%)

③ **事務処理**に関する苦情として

【入出金等に関する苦情】 32 件 (3.2%) : 前年同期 24 件 (2.3%)
 【口座開設等に関する苦情】 24 件 (2.4%) : 前年同期 33 件 (3.2%)
 【株式事務に関する苦情】 17 件 (1.7%) : 前年同期 18 件 (1.8%)

(注) カッコ内の割合は、当期の苦情総件数に対する割合である。

(4) 商品別件数

【株式】と【投信】の構成比がそれぞれ 37.2%、35.1%と昨年度とほぼ横這いとなっている。債券の構成比率が昨年度よりやや上昇した。

	株式		投信		債券		デリバティブ等		その他		計	
件数	372 件	(396)	351 件	(374)	211 件	(186)	47 件	(20)	20 件	(61)	1,001 件	(1,037)
構成比	37.2%	(38.2)	35.1%	(36.1)	21.1%	(17.9)	4.7%	(1.9)	2.0%	(5.9)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(5) 業態別申立件数

【特別会員】の件数は、164 件で件数、構成比とも増加した。

	会員		特別会員		会員仲介業者		特別会員仲介業		計	
件数	837 件	(895)	164 件	(138)	0 件	(4)	0 件	(0)	1,001 件	(1,037)
構成比	83.6%	(86.3)	16.4%	(13.3)	0.0%	(0.4)	0.0%	(0.0)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

【参 考】

○ 性別等件数

	男	女	法人	計
件数	504 件	468 件	29 件	1,001 件
構成比	50.3%	46.8%	2.9%	100.0%

○ 地区別件数

	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	計
件数	6件	15件	259件	37件	14件	43件	27件	14件	37件	1件	453件
構成比	1.3%	3.3%	57.2%	8.2%	3.1%	9.5%	6.0%	3.1%	8.2%	0.2%	100.0%

※ 「その他」とは海外居住者等からの苦情

○ FINMAC を知った方法

	HP	協会員	既知	消費生活センター	金融庁等	知人の紹介	リフレット	新聞雑誌	電話帳	その他
割合	19.2%	19.1%	17.4%	15.4%	11.2%	8.7%	2.4%	2.1%	0.6%	4.0%

3. 相 談

(1) 概況

平成 22 年度における相談の受付件数は、4,098 件 (対前年同期比 3,188 件減少 (−43.8%)) であった。

相談受付件数

平成 22 年度	(参考)		(単位：件数)
	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
4,098 件	7,286	8,625	6,438

(注 1) 相談とは、有価証券関連業務に関するもの、個別協会員に係る事案で、質問や意見といったもの。個別協会員に係る事案については、当該協会員に取り次いだ以外の事案を集計している。

(注 2) 平成 22 年度における相談の受付件数が大幅に減少したのは、相談件数のうち、従来、最も件数の多かった「未公開株に関する相談」(前年同期実績 1,855 件)が、平成 22 年 4 月以降、本協会に設置された未公開株コールセンターに移行したため。
なお、平成 22 年度において日証協未公開株コールセンターにおいて受け付けた未公開株に関する相談・通報件数は、6,351 件である。

(2) 分類別件数

【取引制度等】に関する各種問い合わせが最も多く、次いで【勧誘】に関する質問や意見の順。【勧誘】の構成比は、23.7%で対昨年度と比較して 8.7%上昇した。

【勧誘】に関する相談内容としては、【勧誘時の説明義務に関する相談】が最も多い。

	取引制度等		勧誘		売買取引		事務処理		その他		計	
件 数	1,485 件	(1,945)	972 件	(1,017)	566 件	(547)	454 件	(621)	621 件	(3,156)	4,098 件	(7,286)
構成比	36.2%	(29.9)	23.7%	(15.0)	13.8%	(8.9)	11.1%	(9.6)	15.2%	(36.5)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(3) 相談の主な内訳

① 取引制度等に関する質問及び意見として

【FINMAC の業務に関するもの】 285 件 (7.0%) : 前年同期 334 件 (4.6%)

(あっせん制度に関する質問、FINMAC で扱う事案に関する質問)

【取引制度に関する相談】 302 件 (7.4%) : 前年同期 374 件 (5.1%)

(取引制度等に関する質問や相談、法定帳簿、相続手続等に関する相談)

② 勧誘に関する質問及び意見として

【勧誘時の説明義務に関する相談】 451 件 (11.0%) : 前年同期 523 件 (7.2%)

【強引な勧誘に関する相談】 201 件 (4.9%) : 前年同期 170 件 (2.3%)

【適合性に関する相談】 178 件 (4.3%) : 前年同期 170 件 (2.3%)

③ **売買取引**に関する質問及び意見として

【売買一般に関する相談】 169 件 (4.1%) : 前年同期 89 件 (1.2%)

【扱者主導売買に関する相談】 122 件 (3.0%) : 前年同期 190 件 (2.6%)

④ **その他**に関するもの

【会社不満に関する相談】 435 件 (10.6%) : 前年同期 435 件 (6.0%)

(注1) カッコ内の割合は、当期の相談総件数計に対する割合である。

(注2) その他について、従来、最も件数の多かった「未公開株に関する相談」(前年同期実績 1,855 件)は、平成 22 年 4 月以降、日証協に設置された未公開株コールセンターに移行した。なお、平成 22 年度において日証協未公開株コールセンターにおいて受け付けた未公開株に関する相談・通報件数は、6,351 件である。

(4) 商品別件数

【株式】が件数、構成比率とも減少し、【投信】の件数は 1,152 件と昨年同期比で件数は減少したものの、構成比は 28.1% (対前年同期比+4.3%) とやや上昇した。

	株式		投信		債券		デリバティブ等		その他		計	
件数	1,929 件	(4,286)	1,152 件	(1,313)	603 件	(817)	171 件	(65)	243 件	(805)	4,098 件	(7,286)
構成比	47.1%	(58.8)	28.1%	(18.0)	14.7%	(11.2)	4.2%	(0.9)	5.9%	(11.0)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

【参考】

○ 性別等件数

	男	女	法人	計
件数	2,299 件	1,598 件	201 件	4,098 件
構成比	56.4%	38.7%	4.9%	100.0%

○ 地区別件数

	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	計
件数	87件	100件	1,753件	327件	74件	980件	149件	74件	180件	374件	4,098件
構成比	2.1%	2.4%	42.8%	8.0%	1.8%	23.9%	3.6%	1.8%	4.4%	9.1%	100.0%

※ 「その他」は、海外居住者及び携帯電話による相談

○ FINMAC を知った方法

	HP	消費生活センター	既知	知人の紹介	金融庁等	協会員	リフレット	新聞雑誌	電話帳	その他
割合	27.3%	16.1%	12.7%	11.7%	7.5%	5.6%	6.3%	4.6%	2.2%	6.0%

以 上

平成 23 年 5 月 18 日

外務員資格試験等の実施時間の縮減について

1. 概要

東京電力管内においては本年 7 月 1 日から 9 月 22 日までの間、東北電力管内においては本年 7 月 1 日から 9 月 9 日までの間、特に電力需要量が大いに見込まれる時間帯に開始する外務員資格試験等を実施しないことといたします。

2. 縮減対象となる地域・期間

縮減対象となる地域		縮減対象となる期間（実施日ベース）
東京電力管内	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（沼津会場のみ）	本年 7 月 1 日から 9 月 22 日
東北電力管内	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	本年 7 月 1 日から 9 月 9 日

3. 縮減対象となる時間帯

【時間帯 2】（13:45 から 16:00 までの間に開始する外務員資格試験等）

4. 縮減対象となる外務員資格試験等

外務員資格試験（一般に開放している二種外務員資格試験を含む。）、内部管理責任者資格試験及び外務員資格更新研修

5. 予約等に関する留意事項

本措置の実施に際し、外務員資格管理システムの改修は実施いたしません。このため、システム上【時間帯 2】の予約は可能となっておりますが、【時間帯 2】及び【時間指定なし】は選択されないようお願いいたします（以下の事項に御留意ください²。）。

- ・縮減対象となる期間に対象地域の試験会場での外務員資格試験等を予約する際には、必ず、【時間帯 1】又は【時間帯 3】を選択してください（第 1～3 希望いずれも、【時間帯 2】又は【時間指定なし】は選択しないでください。）。
- ・【時間帯 2】及び【時間指定なし】については、システム上、予約可能となっておりますが、そこで予約が【時間帯 2】で確定した場合は、各協会員において、一旦、確定

² 予約等に関する留意事項については、「外務員資格管理システム」⇒「資格試験申込メニュー」⇒「試験会場空席照会・会場案内」⇒「試験会場 情報」⇒「重要なお知らせ」においても御確認いただける予定です（5 月末までには掲載する予定）。

している予約を取消し、その後、改めて【時間帯1】又は【時間帯3】を指定して予約いただくことになります。

- ・また、本通知発出時点で、既に確定している【時間帯2】の予約につきましても、同様の御対応をお願いいたします。
- ・なお、外務員資格試験等の実施日まで 10 営業日を切った時点で、【時間帯2】に予約情報が残っている場合には、本協会において予約を取り消します³。

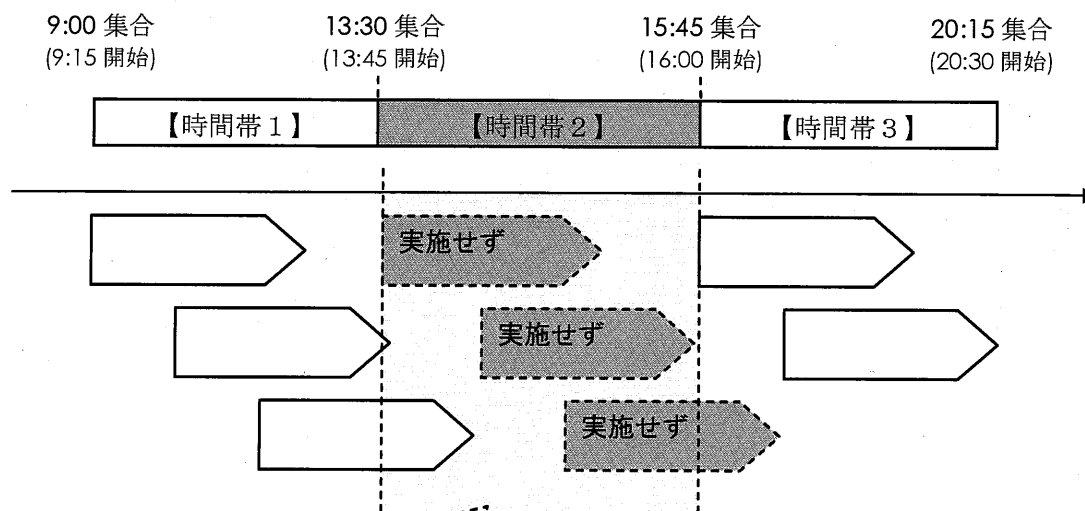
7. その他

東京電力及び東北電力管内であっても、【時間帯1】及び【時間帯3】における外務員資格試験等は実施いたします（【時間帯1】及び【時間帯3】で縮減分のキャパシティを確保しております。）が、当該時間帯については、外務員資格試験等を予約しにくい状況が発生すると考えられます。

協会員各位におかれましては、できるだけ縮減対象となる期間・時間帯を避けるとともに、早目に外務員資格試験等の予約をされますようお願いいたします。

³ 既に確定している予約情報について、外務員資格管理システム上、会員においては「空席なし」、特別会員においては「満席」としてデータをお返しします。

参考 外務員等資格試験等の実施時間縮減のイメージ



〔縮減の取扱い〕

- ・東京電力管内においては、本年7月1日から9月22日までの間、東北電力管内においては、本年7月1日から9月9日までの間（実施日ベース）、【時間帯2】（13:45 から 16:00 までに開始）の、外務員資格試験（一般に開放している二種外務員資格試験を含む。）、内部管理責任者資格試験及び外務員資格更新研修を実施しないこととします。

〔予約があった場合の取扱い〕

- ・システム上【時間帯2】の予約は可能となっておりますが、【時間帯2】及び【時間指定なし】は選択されないようお願いいたします。
- ・当該期間に、【時間帯2】で外務員資格試験等が確定している場合は、各協会員において、適宜、予約のキャンセルを行ってください。

以 上

証券監督者国際機構 (IOSCO) 第 36 回年次総会の模様について

平成 23 年 5 月 17 日
日本証券業協会

証券監督者国際機構 (IOSCO) の第 36 回年次総会が、平成 23 年 4 月 17 日 (日) から 21 日 (木) までの間、南アフリカ ケープタウンにおいて開催された。

IOSCO は、我が国の金融庁や米国証券取引委員会 (SEC) など各国の規制当局を中心に構成されている国際機構であり、主に規制当局の意見交換の場として機能しているが、より幅広く市場参加者の見識・意見を取り入れ、国際的に調和のとれた包括的な証券市場の規制を維持・発展させていく観点から、本協会のような証券業協会や東京証券取引所などの各国の自主規制機関も、協力会員としてこの機構に参加している (別紙参照)。

IOSCO は、毎年春に年次総会を各国が持ち回りで開催している。年次総会では、代表委員会、理事会、専門委員会、新興市場委員会、自主規制機関諮問委員会等が、それぞれの構成メンバーを集めて開催されるほか、メンバー以外の一般参加者も対象にした公開セッションも催される。

本年の年次総会には、約 90 の国・地域から約 450 名が参加した。

今回の総会における主な成果と今後の課題、及び自主規制機関諮問委員会 (SROCC) における主な協議事項は以下のとおりである。

1. 主な成果と課題

今回の総会では、証券市場の規制改革が実施段階に移行する中で、IOSCO が G20 や金融安定化理事会 (FSB) 等の要請により機動的に対応するため、IOSCO の組織改革や資金基盤の強化が提案され、合意された。また、昨年のもントリオール総会時に改訂が合意された「証券規制の目的と原則」について、各国における実施状況を審査するための査定方法案が策定され、近くメンバー間の協議が行われることとなった。

また、公開セッションでは、プラヴィン・ゴードン南アフリカ共和国財務大臣やロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) のジェフリー・ゴールデン教授らによる講演のほか、ハンス・フーガーヴォースト専門委議長 (オランダ金融庁長官)、河野金融庁総括審議官、ラッセル・ルーブサー ヨハネスブルグ証券取引所 CEO、ジョン・コフィー コロンビア大学教授、クー・ホー・ホアン韓国金融市場協会 (KOFIA) 会長らが、「システミック・リスク対応における証券規制機関の役割」、「新興国における債券市場の育成」、「コーポレート・ガバナンスに関する最近の動向」、「投資者教育」についてパネル・ディスカッションを行った。

今回の総会において、IOSCO が発表した主な成果と課題は以下のとおり。

(1) 新業務戦略の下での組織改編と資金基盤の強化

前回のモントリオール総会で合意された IOSCO の 2015 年までの新たな業務戦略に基づき、

- 1) 証券規制に関する国際基準設定機関としての機能の維持・強化、
- 2) システミック・リスクへの対応、
- 3) 「証券規制の目的と原則」の実施促進、
- 4) 情報交換等に関する多国間協力協定(MMOU)の実施促進

を図るため、組織改編と資金基盤の強化が合意された。

この結果、今後、理事会と専門委員会の統合(2012 年 5 月)、専門委員会の常設委員会と新興市場委員会のワーキング・グループの統合(同上)、調査部の創設(2012 年 1 月)等の組織改編に向けての検討が進められる。また、資金基盤の強化のため、2012 年以降の会費の増額とともに、加盟国(地域)の経済規模・所得水準によって負担を三分化し配分することが決定された。

(2) 「証券規制の目的と原則」の注釈及び実施状況の査定方法(Methodology)の策定

1998 年に制定された IOSCO の基本指針である「証券規制の目的と原則」は二度にわたり部分的な改訂が行われていたが、金融危機の反省を踏まえ、昨年、システミック・リスク、格付け機関、ヘッジ・ファンド、監査法人の監督と独立、証券化商品等に関する 8 原則が追加されるとともに、その他既存の原則も改訂された。今回の年次総会中に開催された理事会において、改訂後の原則の注釈と実施状況の査定方法の見直し案が合意され、近くメンバー間の協議にかけられることとなった。

(3) 多国間 MOU 等国際協力の実施促進

IOSCO の多数国間 MOU(IOSCO のメンバーである規制当局間のエンフォースメントにおける協力・情報交換のための多国間覚書:MMOU)について、IOSCO に加盟する 122 の当局のうち 116 が調印要件を満たし、もしくは調印のための国内法改正に合意したことが報告され、2013 年 1 月までにすべての当局が調印に至るよう求めることが決議された。

また、規制が不十分あるいは IOSCO に非協力的であった諸国(地域)とのコンタクトにも注力した結果、いくつかの諸国(地域)が IOSCO の MMOU への参加もしくは参加表明に至ったことが報告された。

(4) 議長等の改選

本年は議長等の定例改選の年ではないが、本国当局の組織改編・人事異動に伴い、理事会及び専門委員会の議長、副議長が以下のとおり改選された(いずれも任期は 2012 年春の北京総会まで)。

○理事会

議長: Ms. Maria Helena Santana (ブラジル証券監督委員会委員長)(新任)

副議長: Mr. Shang Fulin (中国証券監督委員会委員長)(再任)

○専門委員会

議長: 河野 正道(金融庁総括審議官)(新任)

副議長: Mr. Fernando Restoy (スペイン証券市場委員会副委員長)(新任)

(5) 新規メンバーの承認

以下の正会員(1)、協力会員(2)の新規加盟が承認された。

- ・リヒテンシュタイン金融市場監督庁(正会員)
- ・北米保険業協会(協力会員)
- ・中国証券業協会(協力会員)

2. 自主規制機関諮問委員会(SROCC)における主な協議事項

各国の証券業協会や取引所などの自主規制機関がメンバーとなっている自主規制機関諮問委員会(SROCC)は、4月18日(月)にワーキング・グループ会合及び全体会合を開催し、IOSCOの理事会、専門委員会、新興市場委員会、専門委傘下の常設委員会(SC2、3、5)及びIOSCOの原則実施に関するタスクフォースの活動状況につき各議長もしくは代表から報告を受けたほか、次の事項を協議した。

(1) ワーキング・グループにおける協議

SROCCにおいて活動中のRegulatory Staff Training Working Group 及び Ahead of The Curve Working Group では、以下の協議が行われた。

① Regulatory Staff Training Working Group

本WGでは、規制機関が行う研修の教材作成、実施方法の検討を行っている。

今回の会合では、昨年リオデジャネイロで開催されたSROCC及び新興市場委員会に加盟するメンバー機関の職員を対象とする第3回研修セミナーの結果を踏まえ、本年秋に台北で開催する第4回研修セミナーについて、主催機関となる台湾証券取引所がプログラムの内容及び近く開設を予定している専用ウェブサイトについて説明を行った。今後、各パネルのスピーカーの選定を主催機関、FINRA、本協会が中心になり、選定を進めることとなった。

また、2012年の第5回研修セミナーについて、トルコ資本市場仲介業協会(TSPAKB)から同協会の主催によりイスタンブールで開催したいとの申し出があり、全会一致で了承された。

② Ahead of The Curve Working Group

本 WG は、証券市場に新たに発生している、又は発生する可能性のある規制上の問題点について検討している。

今回の会合では、各国の自主規制機関が検討・実施している、市場の公正性・効率性向上のための取組みについて情報・意見交換を行った。

(市場構造の変化に関する問題)

カナダ投資業規制機構 (IIROC) からは、Dark Pool に対する規制の検討状況、空売りに関するサーベイの結果 (2008 年後半の株価急落は空売りの影響によるものではない、アップティック・ルールは株価急落防止に効果的ではない、との結果が概観される由。)、カナダのように取引所とその規制機関が分離している市場での規制コストの負担のあり方、昨年 5 月の Flash Crash を踏まえた再発防止策の検討 (市場全体及び個別株毎のサーキット・ブレーカーの設定等) が報告された。

また、ブラジルのボヴェスパ証券取引所は、同国における direct market access 及び high frequency trading の状況及びモニタリング・システムについて報告したほか、ブラジル金融市場協会から社債市場の育成に取り組んでいることの紹介があった。

(日本における最近の動向)

本協会から、日本における規制に関する最近の動きとして、1) 公募増資に伴う不公正取引の防止、2) 店頭デリバティブに類似した複雑な金融商品に対応するための適合性基準、3) 本協会のウェブサイトにおける個人投資家向け情報提供の拡充 (インベスター・アラート等) について報告を行った。

(自主規制に関するサーベイ)

トルコ資本市場仲介業協会 (TSPAKB) から、同協会が中心になって行った自主規制機関の機能・役割に関するサーベイの結果が報告された (本サーベイは、SROCC が 2007 年に実施したサーベイと同内容であり、同サーベイに参加しなかった 12 機関に対して追加的に実施したもの。)

(2) SROCC の活動方針

SROCC には、本協会のような協会タイプの自主規制機関のほか、取引所、投資者保護基金、清算決済機構、アナリスト認定協会など 69 の機関が加入している。これらメンバーの多様性を踏まえつつ、IOSCO の専門委等他の委員会、特にメンバーの関心が高い専門委の第 2 常設委員会 (SC2) (流通市場の規制)、SC3 (証券仲介業者の規制)、SC5 (投資運用の規制)、IOSCO の原則実施に関するタスクフォース (ITF) 等に対し、各メンバーの経験と知識を生かし積極的にインプットを行っていくとの方針を確認した。

(3) 新メンバーの紹介

前回の年次総会において加盟が承認された、アテネ証券取引所会員補償基金、中国投資者保護基金、インド MCX 証券取引所、国際取引所連合につき議長から紹介を行った後、当日会合に出席した中国投資者保護基金、インド MCX 証券取引所、国際取引所連合が各機関の概要を説明した。

(4) 中間会合の日程・場所

次回の SROCC 中間会合は、本年 10 月 31 日(月)に台北で開催すること(引続き 3 日間の研修セミナーを同時開催)が確認された。なお、次々回の中間会合は、同じく研修セミナーと合わせて、来年秋を目途にイスタンブールで開催することが合意された。

3. 投資者保護基金の会合

今回の IOSCO 年次総会会期中に、投資者保護基金の第2回会合が、昨年のモントリオールにおける第 1 回会合に続き開催された。会合には、日本・米国・カナダ・中国・台湾の基金もしくは関係機関が参加し、マドフ事件やリーマン・ブラザーズの破綻後の各国における基金の対応、Lien 条項の取り扱い等について情報・意見交換を行った。

4. 今後のIOSCO 年次総会の予定

次回の IOSCO 年次総会は 2012 年 5 月 13 日～17 日に北京で、2013 年はルクセンブルグ、2014 年はリオデジャネイロで開催される予定である。

以 上

IOSCO及びSROCCの概要

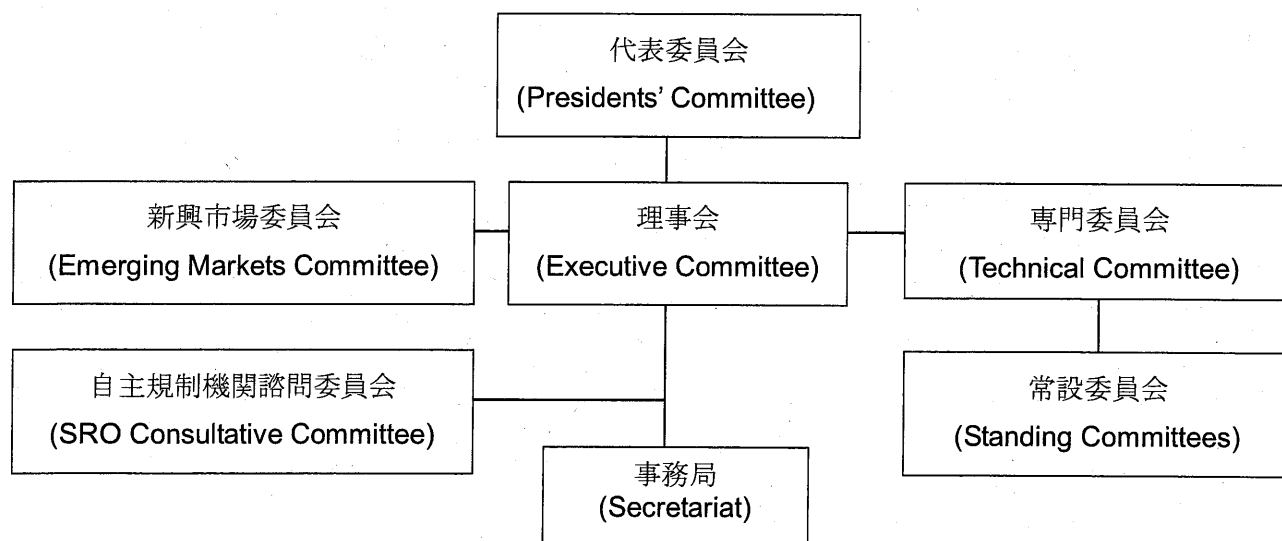
・IOSCO (International Organization of Securities Commissions: 証券監督者国際機構)

国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立すること等を目的に設立された国際組織。1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟した。1986年のパリ総会において、現在のIOSCOという名称に改められた。我が国では、金融庁が普通会员として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所が協力会員として、それぞれ加盟している。

・SROCC (SRO Consultative Committee: 自主規制機関諮問委員会)

1989年に設置され、IOSCOにおける各国の自主規制機関による意見・情報交換として機能している。同委員会では、現在、自主規制のモデルの検討、市場における問題の早期発見、規制機関のスタッフ研修等の課題に取り組んでいる。2006年6月以降、本協会が議長職を務めている。

・IOSCOの組織



会長一任事項の報告 (23. 3. 22～23. 5. 26)

平成 23 年 5 月 27 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 金融商品取引業者の加入【3社】

《平 23. 3. 31 承認》

- ・ブラックロック・ジャパン株式会社 (加入日：平 23. 4. 1)

《平 23. 4. 28 承認》

- ・BNPパリバ証券準備株式会社 (加入日：平 23. 5. 1)
- ・eフロント証券株式会社 (加入日：平 23. 5. 2)

2. 金融商品取引業者の脱退【2社】

《平 23. 4. 28 承認》

- ・アヴァロン湘南証券株式会社 (脱退日：平 23. 4. 30)
- ・ヒール・エヌ・ピー・パリア・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド(ヒール・エヌ・ピー・パリア証券会社)
(脱退日：平 23. 5. 1)

3. 登録金融機関の脱退【1機関】

《平 23. 3. 31 承認》

- ・クレディ・スイス銀行東京支店 (脱退日：平 23. 3. 31)

4. 委員会委員の選任

《平 23. 4. 11 承認》

- ・総務委員会

古 川 英 俊 氏 (株式会社 三井住友銀行 常務執行役員)

(就任日：平 23. 4. 13)

以 上

新役員等候補者の推薦について

1. 会員選挙により選出される会員理事・会員監事・会員委員（選挙期日：6月13日）

会員理事・証券戦略会議議長 (副会長)	古賀信行	(野村証券)	取締役兼執行役会長 (代表執行役)
会員理事・総務委員会委員長 (副会長)	鈴木茂晴	(大和証券)	代表取締役会長
会員理事	加藤哲夫	(岡三証券)	代表取締役会長
会員監事	岡田亨	(ひろぎんウツミ屋証券)	代表取締役副社長
〃	菊池廣之	(極東証券)	代表取締役社長
自主規制会議 会員委員	石井登	(立花証券)	代表取締役社長
〃	大森進	(UBS証券)	日本における代表者/社長
〃	斎藤秋生	(三縁証券)	代表取締役社長
〃	田中浩	(野村証券)	代表執行役 専務
証券戦略会議 会員委員	石田建昭	(東海東京証券)	代表取締役会長 最高経営責任者
〃	出田信行	(大熊本証券)	代表取締役社長
〃	岡宮照行	(長野証券)	代表取締役会長
〃	沖津嘉昭	(岩井証券)	代表取締役社長
〃	郭宝樹	(クレディ・スイス証券)	代表取締役社長
〃	豊泉俊郎	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)	代表取締役社長
〃	中山恒博	(メリルリンチ日本証券)	代表取締役会長
〃	平本公秀	(丸三証券)	代表取締役社長
〃	松井道夫	(松井証券)	代表取締役社長
〃	松本大	(マネックス証券)	代表取締役社長
〃	森口隆宏	(JPモルガン証券)	代表取締役会長
〃	吉留真	(大和証券キャピタル・マーケット)	取締役会長
〃	渡邊英二	(SMB C日興証券)	代表取締役社長

2. 特別会員選挙により選出される特別会員理事・特別会員委員

特別会員理事 1名 (調 整 中)

自主規制会議 特別会員委員 2名 (調 整 中)

3. 総会決議により選出される公益理事・公益委員 (総会開催日：6月15日)

公益理事・自主規制会議議長 島 崎 憲 明 (住 友 商 事 特 別 顧 問)
(副会長)

公益理事・ 藤 沢 久 美 (シ ン ク タ ン ク ・
金融・証券教育支援委員会委員長 ソ フ ィ ア バ ン ク 副 代 表)

自主規制会議 公益委員 神 田 秀 樹 (東 京 大 学 大 学 院 法 学 政 治 学 研 究 科 教 授)

4. 総会決議により選出される会長・常任理事 (総会開催日：6月15日)

常任理事・会長 前 哲 夫 (現 本 協 会 会 長)

常任理事 増 井 喜 一 郎 (現 本 協 会 副 会 長)

常任理事 大 久 保 良 夫 (現 本 協 会 専 務 理 事)

5. 候補者を推薦し、理事会で選任される会員委員・特別会員委員 (理事会開催日：7月1日)

総務委員会 会員委員 井 土 太 良 (S B I 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 金 成 憲 道 (ド イ ツ 証 券 取 締 役 会 長)

〃 小 高 富 士 夫 (む さ し 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 小 林 正 浩 (明 和 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 近 藤 秀 一 (S M B C 日 興 証 券 専 務 取 締 役)

〃 篠 田 哲 志 (東 洋 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 巽 大 介 (光 世 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 永 井 智 亮 (野 村 証 券 常 務)

〃 西 本 浩 二 (三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 常 務 取 締 役)

〃 益 戸 正 樹 (パ ー ク レ イ ズ ・ キ ャ ピ タ ル 証 券 副 会 長)

総務委員会 特別会員委員 2名 (調 整 中)

行動規範委員会

公益委員 1 名、
会員委員 2 名、
特別会員委員 2 名
(調 整 中)

金融・証券教育支援委員会

公益委員 5 名、
会員委員 4 名、
特別会員委員 2 名、
有識者委員 4 名
(調 整 中)

(注) 1. 役職は平成 23 年 5 月 27 日現在。

2. 現任の公益理事（日野正晴氏、福井俊彦氏）、自主規制会議の公益委員（川上徹也氏、江川雅子氏、川村雄介氏）、行動規範委員会の公益委員（金子 晃氏、高木祥吉氏、山崎彰三氏）及び常任監事（吉岡一憲氏）の任期は平成 24 年 6 月まで。

3. 証券戦略会議の会員委員増員（現行の 11 人以内から 13 人以内への変更）、総務委員会の会員委員増員（現行の 9 人以内から 10 人以内への変更）、金融・証券教育支援委員会の設置については、本年 6 月 15 日開催の定時総会において定款改正を行い、本年 7 月 1 日付けで施行することを前提としている。

(敬称略)

平成23年度 全国証券大会・代表者セミナー

日本証券業協会

1. 開催日

平成23年11月25日（金）

2. 会 場

経団連会館 東京都千代田区大手町1-3-2

代表者セミナー： 2階 経団連ホール

全国証券大会： 2階 国際会議場

懇親パーティー： 2階 経団連ホール

3. 日 程

項 目	テーマ	来賓・講師	時 間
代表者 セミナー	「金融商品取引業者の信頼性 向上に向けた取組みについて」	日本証券業協会 会 長 前 哲 夫	10:10～10:40
	3コマ（3テーマ）を予定	（ 調 整 中 ）	10:40～14:45
移 動			14:45～15:00
全国証券 大会	会長挨拶 （所信の表明）	日本証券業協会 会 長 前 哲 夫	15:00～15:20
	来賓ご挨拶	（ 調 整 中 ）	15:20～16:00
移 動			16:00～
懇親パーティー （2階 経団連ホール）			16:10～17:30

※代表者セミナーの開始時間及び講演時間は変更になる場合があります。

以 上